

議案第113号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第20条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市職員の退職手当に関する条例(平成16年伊賀市条例第64号)の一部を次の

ように改正する。

第14条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年伊賀市条例第230号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第2項中「前条各号(第3号を除く。)のいずれか」を「前条第1号」に改める。

(伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年伊賀市条例第274号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(伊賀市表彰条例の一部改正)

第5条 伊賀市表彰条例(平成19年伊賀市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号を次のように改める。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(伊賀市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 伊賀市職員等の旅費に関する条例(平成29年伊賀市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第6項中「できる者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第1項及び第4項、第18条の2第2号（新条例第19条第5項及び第20条第8項において準用する場合を含む。）、第19条第1項及び第2項第1号並びに第20条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。